

脊髄小脳変性症 変更理由 (シート A)

●CQ 番号： 4

作成： ステートメント

判断に至った過程、協議内容など

CQ.4 は、「脊髄小脳変性症患者に対して、患者・家族指導や心理的サポートは推奨されるか」である。二次スクリーニングの結果、本 CQ に関してスクリーニング基準に該当する文献が 0 であったため、推奨の検討はできないと判断し、ステートメントとした。

●CQ 番号： 7

作成： ステートメント

判断に至った過程、協議内容など

CQ.7 は、「脊髄小脳変性症患者の呼吸障害に対して、呼吸理学療法は推奨されるか」である。二次スクリーニングの結果、本 CQ に関してスクリーニング基準に該当する文献が 0 であったため、推奨の検討はできないと判断し、ステートメントとした。

●CQ 番号： 8

作成： ステートメント

判断に至った過程、協議内容など

CQ.8 は、「摂食・嚥下障害を有する脊髄小脳変性症患者に対して、理学療法は推奨されるか」である。二次スクリーニングの結果、本 CQ に関してスクリーニング基準に該当する文献が 0 であったため、推奨の検討はできないと判断し、ステートメントとした。